

教育委員会における ヤングケアラー支援施策

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

令和3年4月12日（月） 14：00～16：00

文部科学省 11階 省議室

ヤングケアラー支援における教育機関・福祉機関の相互連携の在り方 <イメージ>

教育行政分野

福祉行政分野

情報共有・・・支援計画進捗状況、現場レベルでの学校と福祉機関の連携の不具合の把握、効果的な支援の在り方

協議・検討・・・具体的支援における課題の把握と調整、学校及び市町村等への指示・支援等の内容について

施策実施・・・啓発活動の実施（冊子配布）、研修実施（教育・福祉合同研修）等各種事業の一部の連携実施

支援

ヤングケアラー

介護

被介護者

支援

【学校】

- ・ ヤングケアラー本人の状況把握
- ↓
- ・ 校内における情報共有と支援体制の構築
- ↓
- ・ 本人へのアセスメントによる校内支援の実施
- ↓
- ・ 関係機関による支援の必要性の把握と関係機関へのつなぎ

【市町村・地域包括支援センター等】

- ・ 初期相談（相談対応）
- ↓
- ・ スクリーニング
- ↓
- ・ 各種サービス、連携方法、支援方法の決定
- ↓
- ・ 関係機関、ネットワークへのつなぎサービスや支援提供

福祉支援への繋ぎ

フィードバック

ヤングケアラー支援のために講じている施策 ～教職員の意識啓発のための研修等～

1 教職員等を対象とした研修による意識啓発

現状認識

実態調査からみえてきた、本県における「ヤングケアラー」の現状

役割把握

「教育に関わる関係機関」（学校）として果たすべき役割

支援等の理解

ヤングケアラーへの具体的支援の理解、校内情報共有体制の整備等

教職員等への働きかけ （理解促進・意識啓発）

★学校の管理職及び教職員等を対象とした研修会において、現状認識、学校の役割、支援等の理解を深める等の研修内容の充実

★行政説明機会の積極的活用による情報提供

児童生徒への働きかけ （意識啓発）

★啓発ハンドブックの配布

★新規事業（出張授業）の実施

2 県教育委員会主催研修及び担当研修等一覧

研修名	実施概要
公立小・中学校長等人権教育研修	県内4地区ごとの実施 情報提供・講演・研究協議等
県立高等学校・特別支援学校長人権教育研修	県内1会場で実施 講演、情報提供、グループ協議等
公立学校人権教育担当者研修	校種別に実施（2会場） 情報提供、講演、アクティビティ
高等学校人権教育担当者研修	県内1か所 情報提供、講演、アクティビティ
児童虐待防止支援研修会	県内2か所で実施 講義、演習、グループ協議
初任者研修（小・中・高等学校）	研修センターにて実施 当課職員による講義
新規採用養護教諭研修	研修センターにて実施 当課職員による講義

上記のほか、5年経験者研修、中堅教諭資質向上研修、中期研修等など 実施研修20回以上
 ※生徒指導課主催のスクールソーシャルワーカー対象の研修（令和2年度実施）

【研修のながれ（案）】

1 情報提供（講義）

- ・ 埼玉県の実態調査結果や国の実態調査結果
- ・ 条例内容の理解
- ・ ヤングケアラーとは

2 学校における支援の具体

- ・ 学校の役割とは
- ・ ヤングケアラーへの具体的な支援について
- ・ 本人への配慮の必要性

3 グループ協議

- ・ 「事例」の読み込みと考えられる対応策
- ・ ペアによる相互意見交換
- ・ グループにおける対応・支援策の検討
- ・ グループごとの発表
- ・ 質疑応答
- ・ 指導講評

4 振り返り



学校におけるヤングケアラー支援の方法（例）

生徒指導委員会等の校内組織における情報共有

アセスメントの実施 シート等による状況把握

本人との相談支援 サポートしている状況把握

支援の必要性の判断と支援機関への連絡

校内支援体制の確認



ヤングケアラー本人支援の留意点

4 研究協議会等一覧

研究協議会等名称	対象
市町村指導事務主管課長等連絡協議会	市町村教育委員会担当指導主事等 行政説明、情報提供など
市町村教育長研究協議会	各市町村教育委員会教育長 行政説明、情報提供、指導依頼 など
県立高等学校長会議、副校長、教頭会議、事務長 会議	校長、教頭、事務長ごとの総会 行政説明、情報提供、指導依頼 など
公立小・中学校等校長研究協議会	県内公立小・中学校長 行政説明、講演、重点指導事項等
市町村教育委員会（学校教育）人権教育担当者 研修会	学校教育担当指導主事 講義、情報提供、指導重点事項 など
市町村教育委員会（社会教育）人権教育担当者 研修会	社会教育担当行政職員 講義、情報提供、指導重点事項 など
各管内教育長会議	県内4地区ごとに定期的に行われ る教育長会議 行政説明、依頼事項説明など

5 学校におけるヤングケアラー支援について（例）（研修資料）

学校は「ヤングケアラーである可能性のある児童生徒」に気付きやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において重要な役割を果たすことができる教育機関です。ヤングケアラーへの支援は学校だけでできるものではありませんが、学校としてできることもあります。

学校がこれまで行ってきた児童生徒の支援体制を生かして、適切に福祉機関につなげるまでの流れを示してみました。

生徒指導委員会等の校内組織における情報共有



“欠席がちになってきた”、“最近は遅刻や早退が多い、忘れ物が多い”、“目に見えて学習意欲が減退してきた”など、児童生徒の変容の背景に、家族の介護や看護に従事している状況がみられる場合は、ヤングケアラーの可能性がある。この場合、学校外の関係機関等（例えばスクールソーシャルワーカーを介して市町村の福祉関係機関など）とも連携して家庭の状況等に関する情報を集め、本人の状況と合わせて生徒指導委員会等など校内組織で情報共有を図ることが大切である。（実態調査の結果からも、学級担任には相談できなくても、養護教諭やスクールカウンセラーには相談しているケースがある）

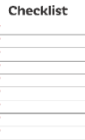
本人への聞き取り サポートしている状況把握



児童生徒自身やケアしている相手、ケアに費やす時間を確認する。家庭内の状況等なので、話したがない場合もある。しかし、学校生活に影響が出るほどの「過度なケア」に陥っている場合は、早急な対応が必要なことから、まず、本人の意向を確認するとともに、公的サービスが必要か、どの程度必要なのかを検討するために、家庭内において家事や家族の世話ができる人がいるかどうかを確認する。

アセスメントの実施（シートによる状況把握）

本人の状況を客観的に把握する手段として、アセスメントシートの活用も考えられる。児童生徒自身が、本来守られるべき権利侵害がないかどうか重要なカギとなる。



支援の必要性の判断と支援機関への連絡



本人への聞き取りやアセスメントの結果によって、適切な支援が必要であると考えられる場合には、まず児童生徒が居住している市町村の福祉担当課へ連絡をとり、状況を伝えとともに、支援の確認をする【福祉機関へのつなぎ】その際には、スクールソーシャルワーカーと連携することが肝要である。市町村の福祉担当課へ連絡する際は、被介護者が障害者であるのか、高齢であるのかによって受け手が違うため、聞き取りの中で明確にしておき、適切な担当課へ情報提供することが大事である。

校内支援体制の確認

福祉機関への情報提供・連絡とともに、校内で引き続きどのような支援（福祉の支援と連携した本人への支援）を行っていくのかについて確認する。場合によっては、福祉機関の担当者を学校に招聘し、合同会議等を行うことも考えられる。

ヤングケアラー支援における留意点

- * ヤングケアラーであることを保護者等が認識していないことを考慮した対応をする。
- * ケアを担っていることを否定しない（本人を否定しない）。
- * ヤングケアラーであることを公にすることを望んでいないケースに対する配慮をする。
- * 児童生徒に対するメンタル面でのサポートを大切にする。
- * 場合によっては、「家族調整」も必要（福祉機関との円滑な連携）である。

埼玉県における支援施策 ～新規事業と教育・福祉合同研修～

6 学校におけるヤングケアラー支援事業

令和3年度予算額 1, 4 3 9 千円
(令和2年度予算額 0千円)

背景 ・ 課題

- 埼玉県ケアラー支援条例が制定(令和2年3月31日公布)され、教育に関する業務を行う関係機関の役割が明示(第8条)されている。
- 条例の趣旨、学校の果たす役割等については、県立学校及び市町村教育委員会を通じて学校現場に周知を図っている。
- 県内高校2年生を対象としたヤングケアラー実態調査が行われ、約4.1%(25人に1人の割合)のヤングケアラーがいる実態が判明。
- ▼教職員一人一人の「ヤングケアラー」の認識や、「ヤングケアラー」への対応等に関する知識は不足している。
- ▼令和2年度に「埼玉県ケアラー支援計画」が策定されることに伴い、学校現場における「ヤングケアラー支援」(学校としてできる範囲の支援＝福祉機関への取次など)を充実させていくことが必要。

方針

学校及び教育機関に対して、ヤングケアラーの認知度を高め、適切な支援につなぐことができる環境を整備する。
知事部局及びケアラー支援団体等との連携強化に努める。

事業概要

教職員・児童生徒・保護者向け「ヤングケアラーサポートクラス(YCSC)」の実施

★「ヤングケアラーの専門家」若しくは「元ヤングケアラー」を講師として招聘し、講演会を実施するとともに、福祉部職員と教育局職員による支援の具体策に関する説明会をセットで行う、“出張授業”。

【内 容】講演会と説明会の2部構成

講演会→ヤングケアラーの現状／どのような支援が望まれるか／学校として行うべき対応等

説明会→地域包括ケア課＝福祉的支援の方法とその手続き、流れ など

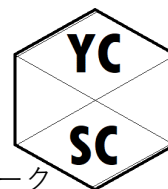
人権教育課＝学校としてできる対応 など

【実施回数】7回

【対 象】県立高等学校、市町村教育委員会(中学校)、PTA等

★ヤングケアラーサポートクラス(YCSC)の講義・説明内容を補完するための配布資料
「ヤングケアラー支援ガイド」の作成

【内容】ヤングケアラーの現状/元ヤングケアラーの声/学校でできる支援/福祉的支援の方法と相談窓口 等



ロゴマーク

ヤングケアラー(例)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

出典 © 一般社団法人日本ケアラー連盟

7 ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修 (教育局人権教育課・福祉部地域包括ケア課共催)

1 趣旨

「埼玉県ケアラー支援計画」では、ケアに関する悩みを話せる相手が家族や友人等に限られ、学校においてヤングケアラーの存在が顕在化しない傾向にあるため、必要な支援が届かないなどの状況への対策として、ヤングケアラーの支援体制の構築が求められている。そこで、ヤングケアラーに関わる可能性のある教育機関等による支援と、教育機関が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、連携して支援できる体制を構築するため、学校等の教職員、市町村福祉担当者、社会福祉協議会、地域包括センター職員等を対象とした研修会を実施する。

2 対象

- ・ 高等学校教員
- ・ 小・中学校教員
- ・ 市町村教育委員会担当者
- ・ 市町村児童福祉担当職員（社会福祉協議会や地域包括支援センター職員等を含む）

3 概要

- | | | |
|---------|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 会場等 | ①埼玉県南部地区（13市町） | 約70名 |
| | ②埼玉県西部地区（22市町村） | 約100名 |
| | ③埼玉県北部地区（12市町） | 約65名 |
| | ④埼玉県東部地区（15市町） | 約90名 |
| (2) 内容 | ① 講義 | 「ヤングケアラーの現状と支援」（仮） |
| | ② 演習・協議 | ヤングケアラーの事例をもとにしたグループ協議
グループごとの発表 |
| | ③ 指導助言 | 講師によるグループ協議内容への指導助言、質疑応答 |

4 その他

埼玉県ケアラー支援計画 基本目標5「ヤングケアラー支援体制の構築・強化」における指標
ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数
目標値 1,000人（令和3年度～令和5年度の累計）

8 (参考) 児童虐待防止支援研修 (教育局人権教育課・福祉部こども安全課共催)

1 趣旨

児童虐待への的確な対応を図るため、虐待を受けた児童生徒の心理面、学習面、生活面での支援を充実させることが重要である。そこで、虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方について、小・中学校、義務教育学校教員、各市町村教育委員会担当者、児童養護施設職員等を対象に研修会を行う。

2 対象

- ・学区内に児童養護施設を有する小・中学校及び義務教育学校の児童虐待対応担当者
- ・児童養護施設から通学する児童生徒が在籍する小・中学校及び義務教育学校の児童虐待対応担当者
- ・各市町村教育委員会の児童虐待対応担当者
- ・児童養護施設職員
- ・母子生活支援施設職員

3 概要

- (1) 期日
- | | | | |
|----------------|--------------|-----|------|
| ・令和2年10月16日(金) | さいたま市民会館うらわ | 参加者 | 35名 |
| ・令和2年11月4日(水) | 埼玉県立総合教育センター | 参加者 | 103名 |

- (2) 内容
- ① 講義 「被虐待児童への適切な支援及び児童虐待とDVの関連について」
講師：大正大学心理社会学部 教授 玉井 邦夫 氏
 - ② 演習・協議 協議題「被虐待児童(DV)への適切な支援を行うための関係機関との連携の在り方」～DV事例を基に、支援の在り方に係るグループ協議～
 - ③ 指導助言 講師によるグループ協議内容への指導助言、質疑応答

(3) 参加者アンケートから

- ・教育委員会、学校、福祉機関の視点で意見を聞くことができて有意義でした。もう少し時間があれば、さらに深まったと思います(教育委員会担当者)
- ・学校とは異なる視点で話をされたホームの方の見方が大変参考になりました。(小学校教員)
- ・他機関の方と同席して話し合える貴重な機会でした。事例をもとに、それぞれの立場の方がどのように考え、どのように動くのか、知らないことが多いと改めて感じました。(中学校教員)
- ・学校の先生方から、学校が組織で動いていること、家庭内での問題には確実な情報を児童生徒から受けないと、動きだすことが難しいことなどを教えていただき、参考になりました。(児童養護施設職員)



※令和3年度の研修テーマは「ネグレクト」を想定

終

ご清聴ありがとうございました。